

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立衛生看護専門学校条例		
条 例 番 号	昭和53年神奈川県条例第35号	法 規 集	第 8 編 第 2 章 第 3 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	神奈川県立衛生看護専門学校の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	衛生看護専門学校は、助産師、看護師、准看護師を志望する者に対し必要な教育を行うための施設である。 この条例は、衛生看護専門学校の設置、管理等に関し必要な事項について定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	衛生看護専門学校は、開校以来多くの助産師、看護師、准看護師を輩出しており、看護師等の確保を推進するため、有効に機能している。	養成実績（卒業者） 平成 18 年度 153 人 平成 19 年度 150 人 平成 20 年度 151 人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	この条例に規定する授業料等の額は適当であり、また、徴収の手続は効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	衛生看護専門学校における看護職員の養成は、神奈川県力構想実施計画の戦略プロジェクトである「保健・医療・福祉人材の育成・確保」の推進に必要な施策であり、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	保健師助産師看護師学校養成所指定規則に適合した内容が規定されており、かつ、地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めた条例であることから、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>